航空開発実験集団「航空開発実験集団司令官、航空開発実験集団司令部、直轄部隊」
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊
自衛隊情報保全隊
自衛隊指揮通信システム隊
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関
学校
病院
地方協力本部
情報本部
技術研究本部
装備施設本部
防衛監察本部
E地方支分部局
地方防衛局８［地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所］
＜北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄＞
防衛施設地方審議会８

注
1　本表は、内閣府設置法第２条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁、復興庁設置法第２条に規定する復興庁並びに国家行政組織法第３条第２項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
2　本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
(1)　国家行政組織法第19条第１項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
(2)　国家行政組織法第21条第１項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
(3)　法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
3　複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
4　官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に［　］書きで組織の名称を記載している。
5　地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとに置かれている組織等については、＜　＞書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には、組織名の右に［　］書きで支所・出張所等の名称を記載している。

○財務省告示第三百七十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年十一月五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月六日　　財務大臣　城島　正光

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百二十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千八百七十六億八千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千五百二十二億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆三千八百六十二億二千五百七十四万六千四百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千五百二十一億四百九十万六千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十四年十一月五日
十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭三厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭三厘
十二　償還期限　平成二十五年十二月十二日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十四年十一月五日

○財務省告示第三百七十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年十一月九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月六日　　財務大臣　城島　正光

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百二十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。